

## 笛吹市景観計画 第1回策定委員会議事録

1. 開催日時：平成23年6月1日（水）15：00～16：45

2. 開催場所：笛吹市役所 南館 1階 大会議室

### 3. 議 題

- 景観計画について
  - ・景観計画について
  - ・風景づくり市民懇談会の概要
- 笛吹市の景観の現状と課題、景観形成の方針
  - ・笛吹市の景観の現状と課題
  - ・景観形成の方針（基本方針）

### 4. 出席者

出席委員：13名、欠席委員：4名、事務局、コンサルタント

### 5. 審議内容

#### (1) 景観計画について

##### ①景観計画について（説明：事務局）

- 資料に基づいて景観計画の目的、位置づけ、策定体制等について説明を行った。

##### ②風景づくり市民懇談会の概要（説明：事務局）

- 資料に基づいて風景づくり市民懇談会の概要について説明を行った。

#### (委員長)

- ・特に質問等がなければ、次の議題に進めたいと思う。
- ・もし先に進んで疑問な点が出てくれば、その時点で質問をいただくということにしたい。

#### (2) 笛吹市の景観の現状と課題、景観形成の方針

##### ①笛吹市の景観の現状と課題（説明：事務局）

- 資料に基づいて「笛吹市の景観の現状と課題」について説明を行った。

##### ②景観形成の方針（基本方針）（説明：事務局）

- 資料に基づいて「景観形成の方針（基本方針）」について説明を行った。

#### (委員長)

- ・景観の場合は特に地区の現状によって規制の内容など計画が大きく変わってくる。市の現状や景観上はどういうところが特徴なのかということをしっかり押さえておく必要がある。
- ・第3章では、その現状に基づいてどういう風景を目指していくのかという方針が示されている。
- ・細かいお気づきの点については、これからも修正の機会があるので、今日この会議

で気がつかないので終わりということではない。

- ・とりあえず今日の段階でどんなことでも結構なので、気付いた点、質問があればお願いしたい。
- ・私の感想として、風景づくり懇談会で1年間議論した内容が計画にかなり入っていると感じる。
- ・景観計画は、ともすると「規制をつくりましょう」、「何かつくるときにその通りつくればいいマニュアルをつくりましょう」ということに終わってしまう。
- ・市の担当者が資料のような内容を見て土木構造物を造る場合には、マニュアル通りつくるといふことにはならない。マニュアル通りつくるのではなく、風景の奥にあるものは何なのかというところまで考えてつくりなさいということをおの方針では言っている。
- ・非常に大事な景観の本質的なものが謳われているという印象を持った。
- ・活力づくり、人づくりということにも目を向けている。
- ・私の方から気がついたところについていくつか質問したい。
- ・計画書に構成要素の例示がある。ここに挙げられているものは全て、笛吹市の景観を考える上で重要だと思う。そのなかで「まちなみ景観」の「①商業地」と「②幹線道路沿道」というところで「甲府バイパス」は商業地になっていて、「勝沼バイパス」は幹線道路沿道となっている。勝沼の方はあまり商業地にはなっていないからということか。
- ・温泉街について、石和温泉駅周辺と分けることがなかなか難しいので商業地に入っているのではないかと思うが、景観という面からみると温泉街の景観と商業地の景観はあえて変えた方がいいのではないかと感じる。
- ・「眺望景観」の「②山と山なみの眺望」の中で、風景づくり市民懇談会の皆さんとフィールドワークをした時に、蜂城山が非常に重要な山だという話があった。それも入れていただければと思う。
- ・蜂城山について、「②山と山なみの眺望景観」の中で大蔵経寺山と兜山などは日常的な景観だと記述されているが、風景の奥にあるものという点では信仰の山、神様がいらっしゃる山として蜂城山、御室山、市外ではあるが鳥居平、ここに3つの鳥居がありそれが古代の三角形になっているという話もあった。
- ・神様の山という視点も重要なので、そういった記述も一行位書いてあるといいのではないかと感じた。

(事務局)

- ・委員長の意見について、蜂城山は非常にわかりやすい山であり、ランドマークという点では意見の通りである。追加・修正していきたいと思う。
- ・国道20号の扱いについては、都市計画の面から言うと図のように石和町にだけ用途地域が指定されている。石和橋を渡って甲府方面に入ってからとその手前ではだいぶ景色が違っている。そのため、甲府バイパスと勝沼バイパスを分けて考えている。また、長塚の交差点で国道の管理が甲府の管理事務所と大和の管理事務所に分かれている。そこを中心に東西で勝沼バイパス、甲府バイパスと通称で呼んでいる。
- ・私達としては一般的な呼び方だと考え、このように分けさせてもらった。
- ・これだと判りづらいということであれば、修正を考えたいと思う。
- ・温泉街についての意見については、指摘されるとその通りである。石和と春日居の温泉街は笛吹市の景観を考える上で非常に重要な要素の一つである。大山委員長の意見の通り分けて記述していきたいと思う。

(委員長)

- ・幹線道路沿いの商業地、温泉街、身近な商業地があると思う。

- ・この部分については、第4章以降の内容で景観の作り方が変わるようであれば、ここでも分けた方がいいと思う。何か変りそうな気がする。

(事務局)

- ・国道20号は幹線道路沿道としてとらえていきたいと思う。
- ・国道20号の商業地の部分については、例えば「国道20号(石和地内)」といったふうに記述の仕方を考えたいと思う。

(事務局)

- ・国道20号については、都市計画マスタープランの検討の中で、石和橋の東と西で分けて考えた方がいいということがあった。石和橋から西側は都市化しており賑わいがあるが、東側はこれからの部分があるということで分けた経緯がある。
- ・表の「まちなみ景観」の「幹線道路沿道」のところにある国道140号は富士見の方を指している。これから開発されていくことが予想されるが、用途地域も定めていないという部分であり、都市計画マスタープランの時から区分した考え方を進めてきている場所である。

(委員長)

- ・区分は問題ないと思う。
- ・商業地の中身についてこれでいいか検討してもらえればと思う。

(委員)

- ・市民懇談会の復習のような内容を申し上げたい。
- ・市民懇談会の意見は、資料のような内容に最終的に至ったと思う。
- ・配布してもらった市民プランの内容は、事務局から説明してもらい、委員の皆さんに理解してもらったと思う。
- ・このプランをまとめるのに市民懇談会では1年間の時間をかけた。6回の懇談会を開催し、シンポジウムを開催した。
- ・市民懇談会へは、推薦や公募で選ばれた7町それぞれ3～5名の方々がメンバーであった。
- ・私だけかもしれないが、最初は何をするのか判らない状況であった。
- ・最初に説明をしてもらい、市民懇談会はワークショップでこんなことをするのだということがわかった。どういう事が判ったかということ、市として景観づくりをしっかりとしていきたいということが判った。
- ・市民懇談会では、まず、笛吹市にはどんな景観があるかということからメンバーに意見を聞いてみた。大勢の方々から「あの景色がいい」「この景色がいい」というたくさん意見が出た。
- ・「釈迦堂遺跡から見る南アルプスの眺望がすばらしい」という意見があった。
- ・笛吹市は東側からずっと笛吹川が流れてくる。現在、笛吹川は非常に綺麗な状態になっているが、かつては草ぼうぼうで、木が繁茂していて、河川かどうか判らないような状況が長いこと続いていた。
- ・以前は「あれは河川ではない、谷か何かではないか。あるいは山、森かもしれない」といった意見もあった。
- ・川は川らしくなくてはいけない。
- ・都市には川が非常に似合うのではないかと思う。
- ・笛吹川から笛吹市という名前が名づけられている。川は綺麗にしなければいけない。
- ・(笛吹川は)小説にも書かれているという意見もあった。
- ・笛吹市には河川が流れており、それが非常に綺麗である。自然の景色が綺麗である。これはやはり大事にしなければいけないという意見が出てきた。

- ・「甲斐国千年の都笛吹市」という言葉がある通り、寺本廃寺から東の方に行けば国分尼寺がある、慈眼寺もある、浅間神社もある。色々な神社仏閣をあげる、あるいは国の史跡をあげるというように、史跡も非常に素晴らしいものがあるという意見が出た。
- ・それらの意見をまとめて、釈迦堂遺跡から見る景観は「眺望景観」というようなことで、計画として資料にあるような7つの分類にまとめていただいた訳である。
- ・市民懇談会の中でいろいろな意見が出たが、一番大事な事は、笛吹市にある景観は財産なんだ、これをしっかり守っていかなければならない、しかし、今のままで守れるかどうかということである。
- ・そのためには条例をつくるということがある。
- ・私は平成16年に法律ができたということを知らなかった。資料をいただき、法律があるということが今日はっきり判った。
- ・法の基に条例をつくり、条例によって景観を守っていかなければいけないのではないかというようなことも、市民懇談会のメンバーで意見交換をした。景観をどのように守っていくか、守るための計画をどういうふうにつくっていくかということを議論した。
- ・「景観」というものが笛吹市の特性になっていくのではないかと思う。また、市をアピールする一つの素材になっていくのではないかと思う。
- ・今後進むべき方向として、我々は、景観とは何かということを理解し直して、笛吹市の持つ景観の特性をしっかりと認識する必要がある。
- ・ここは是が非でも計画に入れる、そして条例でしっかりと守っていくというものが既にいくつかあると思う。
- ・それをしないと、いくら懇談会を開いてもだめだと思う。
- ・市民からたくさん意見を出してもらい、ここだけは守っていくということを行政で実現してもらいたいという思いを込めながら、懇談会に出席させてもらった。

(委員長)

- ・意見の中で心配されている点について、事務局から回答をいただきたいと思う。
- ・計画の中ではいろいろなものが出てくると思う。それを一番大事な所から具体的に進めなくてはならない。

(委員)

- ・そこに持っていかなければいけないのではないかと思う。

(事務局)

- ・最終的には理念の部分と規制の部分を2本柱としてやっていかなければならないと考えている。
- ・守るべき理念と、理念を守るための何らかの規制というものが当然必要になってくる。それを合わせるための計画がこの景観計画である。それを具体的な仕組みとして条例に反映させていくという流れを考えている。
- ・ここにはこんな規制が必要だとか、看板についても屋外広告物条例が県にあるが、この場所についてはもっと細かく規制がないと色々な看板が立てられて景色が台無しになってしまうといった区域といった場所を絞り込む作業も今後出てくると思う。
- ・答えになっているか判らないが、いまのところそのような考えである。

(委員長)

- ・目次の「第6章 計画の推進に向けて」の中に「先導的な景観まちづくりの推進」という項目がある。
- ・この中で、どこまで具体的に書けるかということはあると思うが、できるだけ具体

的にできればと思う。

- ・地域の盛り上がりといったこともあると思う。行政から「お前のところはこれで強くやれ」と言っても、住民の方々がそういう気になっていなければなかなか難しいと思う。
- ・ここが大事なんだ、是非やるんだといった行政の意気込みのようなものを第6章のなかで記述するといいいのではないかと思う。

(委員)

- ・県の都市計画の説明会に何回か参加した。
- ・この景観計画も都市計画に付随してやっていくものなのか。それとも都市計画とはまったく別の意味でやっていくのか。そのあたりが判らないので教えてもらいたい。

(事務局)

- ・景観については、市の都市計画マスタープランの中にも位置づけがある。
- ・しかし、景観計画は都市計画の区域以外についても規制することができるものである。
- ・円で書くと、都市計画の大きな円の中に景観計画があるのではなく、都市計画と景観計画の2つの円が一部で重複していると理解していただければいいと思う。

(委員長)

- ・かなり重なるところがある。
- ・あまりざっくり言うと誤解を招くかもしれないが、例えば景観ではどこを開発していいか、いけないか、また建物の用途をどうするかといったことは規制できない。
- ・しかし、景観計画のなかでそういった方針が位置付けられれば、次は都市計画の手法をつかってやりましょうということができる。
- ・庁内で、都市計画も景観計画も道具として使う訳であるので、それを駆使して使えばいい。
- ・そういった使い分けだと思う。
- ・法律は別の物だが、役所としてはそれを駆使して目標を達成するために、場合によっては都市計画法の地区計画を使うといった色々なやり方があると思う。
- ・しかし、景観計画のなかでそれをグシャグシャに書くと、少し判りにくいということもある。

(委員)

- ・芦川に景観条例検討委員会といったものがあり会議を行なったと思うが、その意見はこの計画には入っているのか。

(事務局)

- ・芦川については、昨年この景観計画に先駆けて、芦川の景観条例をつくっている。この条例は自主条例で景観計画があつてという形ではなく、法的な裏付けは無い。
- ・条例の制定にあたっては、芦川の方たちに委員になってもらい条例制定に関する話し合いをしたという経緯がある。

(事務局)

- ・昨年の3月に若彦トンネルが開通し、いろいろな開発等が行われることを危惧し、それに先駆けて昨年3月に条例、規則、基準等を設けた。
- ・平成22年度に、芦川の区長や代表者の皆さんに3・4回集まっていたいただき、内容を煮詰めたもので条例をつくっている。

(委員)

- ・資料「風景づくり市民プラン」の中に、7地区のメンバーが書いてある。
- ・芦川地区からも3名に参加をしていただいている。
- ・市民懇談会は「桃源郷を大切に作るチーム」と「ふるさと風景づくりチーム」の2

つに分かれて話し合いを行った。

- ・私は「桃源郷を大切に作るチーム」に属していたが、芦川の方々は「ふるさと風景づくりチーム」に入っていたのではないかと思う。
- ・芦川の方々も活発に意見を言っていた。
- ・当然、具体的にどれがということはちょっと判らないが、芦川の方からの意見も入っていると思っている。

(委員長)

- ・多分、芦川のほうが先に進んでいると思う。
- ・景観計画では、全市域をいくつかのゾーンに分けて、条例をつくり規制をかけていくことになると思う。
- ・全市という内容で、あまり細かいところまでは合意形成できていないので、強い規制はかけにくい。
- ・芦川では地元の方々がかなり踏み込んだ条例をつくっている。景観計画が出来た後に、芦川のような地域が他にもたくさん出てきて、そういったところでもう少し具体的な計画づくりが出来ていくといいということを、市では考えていると思う。
- ・「先導的な景観まちづくりの推進」の内容としては、芦川を考えているのではないかと思う。

(委員)

- ・文化財保護審議会委員の立場でこの委員会に参加している。
- ・私は半世紀、山梨県内の数々の遺跡の調査・保存を手掛けてきている。
- ・県内で残していかなければいけない資源は、笛吹市に一番たくさんある。
- ・ありすぎて出来ないという部分もある。
- ・八代町の岡銚子塚古墳は、上からの甲府盆地や南アルプスの眺望もいいが、下から見るときに甲府盆地から一番眺めのいい丘陵の先端に造ったということが古墳の被葬者の力の強さを物語っているものである。
- ・それを甲府盆地から見るとき、また古墳から甲府盆地を見るときに、その間に2階建ての建物が建つという計画が持ち上がったことがあった。歴史的景観を考えた場合にあってはならないことであり、文化庁や県、市長とも協議し、最終的には市でその土地を買い上げて、建物をそこに建てさせないということがあった。
- ・同時に同じような事例として、春日居町にある寺本廃寺でも、南門と中門の間を不動産業者が200坪以上購入し、造成して5つ位の区画に分けて分譲を開始してしまったということがあった。市長もあってはならないことだということで、いろいろ工夫し、市で土地を買い上げてくれ、現在も守られている。
- ・2度そのようなケースがあり、3度・4度とあってはならない。そういったことを規制する手立てが何かないかといったときに、笛吹市の文化財の指定、県の文化財の指定、国の文化財といったものを早くかけてしまうという方法でこれまで動いてきた。
- ・景観条例ができれば、条例で規制をかけられるということ、今日初めて知った。すごいことだと思う。
- ・これから1年間の4回程の会議のなかで、いろいろ細かな議論が出てくると思う。
- ・前年度進めてこられた風景づくり市民懇談会の成果を踏まえてまとめた、今日の資料の素案がいきなりこの内容であるので、かなりレベルが高い委員会になっていくのではないかと思っている。
- ・ここまでしっかりとしたたき台があって、これから細かく議論を重ねていくということになれば、4回目の会議ぐらいにはすごいものになるのではないかと思っている。

- ・先程話のあった芦川地区については、笛吹市の教育委員会で、一昨年までに総合調査を行い、立派な報告書が出来上がっている。
- ・芦川の最終的な狙いは、早川町の赤沢のような伝統的建造物群保存地区である。これは市の教育委員会が指定して、国に申請し、国が承認すると国の伝統的建造物群保存地区になるという手続きである。
- ・あれだけの兜づくりの建造物がしっかりと残っている所はあまり無い。あの歴史的景観は笛吹市の宝であると思う。
- ・そういうものを末永く未来に残していくためには、条例で規制したり、伝統的建造物群保存地区の認定を受けるといったところまでいかなければならないと思う。
- ・文化財の指定や条例での規制となった時に、地域の生活そのものに規制がかかるということになると非常に困ることになる。今後の議論の中で一つ一つ解決していかなければならないと思う。

(委員長)

- ・感想ということによろしいか。
- ・一番目の話は古墳という重要な場所からの眺望について、今までの文化財の制度は文化財そのものだけだが、景観では眺望という、見る・見られる関係についてコントロールすることができる。
- ・その時に、どこの場所のどんな眺望を大事にするのかということ、もう少し詰めていかなければならない。

(委員)

- ・世界遺産登録の場合でも、単体のそのものだけでは駄目である。
- ・構成するいろいろな資産と同時に、歴史的景観や文化的景観を求められる。
- ・それと同様に、国指定の文化財の指定を受ける時にも、資産単体では駄目である。
- ・地域全体の資産の組み合わせと、そこにどのような歴史の物語があり、それに地域の人達がどのように関わってきているのかということの総体が提示されないと国の史跡にならない。
- ・八代町の岡銚子塚古墳は、すぐ下に、関東に1つしかないような1辺が50mの方墳がある。なぜ、そこにそんな巨大な方墳があるのかということで、調査を行い完了している。全国から高い関心で見られているものである。
- ・その方墳は、岡銚子塚古墳と時代的に被っている。巨大な権力者が、一つは前方後円墳、もう一つは方墳となっている。身分的な問題やあり方といった歴史がふるさと公園の中にはある。
- ・深い歴史を後世に伝えていくための措置として、景観条例などで守らなければならないと思う。
- ・先般、ふるさと公園の古墳の所を見に行った。買い上げた土地と古墳の間にまだ民地があり、うっかり建物が建っては困ると思った。
- ・景観計画が早くまとまり、地域の人に一日も早く知ってもらいたいと思う。

(委員長)

- ・大きな課題だと思う。
- ・こういった裏付けとなる情報もいろいろ教えてもらえればと思う。

(委員)

- ・市民懇談会の中でも岡銚子塚古墳からの眺望が非常にいいという意見が出ていた。
- ・岡銚子塚古墳は、今、整備されている。
- ・また、「甲斐国千年の都」の起源がここから始まるのではないかという意見もあった。

(委員)

- ・甲斐国以前にあった古代甲斐の発祥の地は中道町の風土記の丘のところにあった。
- ・その勢力はあまり長く続かないうちに、八代の岡銚子塚が出てきた。
- ・古代甲斐の権力は、中道から曾根丘陵を伝わり八代の方に移ってきて、やがて御坂、一宮とぐるっと一回りまわるような形で石和に辿りつく。
- ・石和でかなりの政治体制が確立され、それから甲府に移っていった。甲府より遙かに古い国づくりの流れがある。
- ・笛吹市は、その歴史が通ってくる経路の長さが一番長い地域になっている。そのため、それを裏付ける遺跡がたくさんあるということになる。
- ・山梨県形成のプロセスに沿った遺跡を段階的に見ていけば、8世紀の古墳や寺本廃寺といったものが全て繋がってくる。
- ・こういった歴史景観というものを市の宝にしていく必要があるのではないかと思う。

(委員)

- ・20年ほど前に石和町の景観ガイドラインを担当した。
- ・その時出た話で、それっきりになってしまっているものがある。
- ・大蔵経寺山を見た先生が、「この山は曼荼羅だね」という話をされた。後で調べてみると確かに胎蔵界曼荼羅のような格好になっている。
- ・それっきりその話は途切れてしまった。
- ・現在は石和町も合併して笛吹市になった。いよいよ先生方にお話が聞けるかなと思っている。
- ・為政者が変わる度に、まちづくりにおいて、都市軸、景観軸、信仰軸といった基準を設けていたと思う。いまとなっては憶測や推測しかないが、それぞれの為政者が地勢学上や風水学上から設けていたと思う。
- ・特に笛吹市には遺跡が多いだけに、都市軸という視点について先生方に教えてもらいたいと思っている。

(委員)

- ・国分寺の境内には、南北軸、東西軸がある。その軸の先に何が見えるといったことがある。
- ・700年代に聖武天皇が全国に造った国分寺である。その当時の国の方針が遺跡として残っている。
- ・構造についても、最近かなり明らかになってきた。
- ・笛吹市だけでなく、全国にとってもどれだけ重要な遺跡であるかというものである。
- ・そういったことも、計画に盛り込み、せつかくなので素晴らしい計画にしていければと思う。

(委員長)

- ・景観計画の策定委員会ではなくて、文化財の委員会のようになってしまった。

(委員)

- ・私は景観に関して屋外広告物に高い関心を持っている。
- ・商業地域の民間の屋外広告物が今後非常に気になってくるのではないかと考えている。
- ・県内でも清里などでは誰も使用していない建物や屋外広告物が10年以上放置されているが誰も手をつけられないという話を聞いたことがある。
- ・屋外広告物について、条例がありいろいろな規制があるが、なかなか指導が徹底されないという説明があった。
- ・本日の内容は現状と課題ということであるが、商業地域における屋外広告物の問題をもう少し具体的に取り上げてもらってはどうかと思う。

- ・取り上げると、いろいろな所に波及する要素もあるので、あえて取り上げてないのかなと思った。
- ・商業やビジネスをやろうとする人達が、計画に掲げた理念を守ろうという意欲が生まれてこなければしょうがないと思う。
- ・理念先行ということばかりでなく、いかに地域の人達や外部資本に笛吹市としての理念をしっかり理解してもらうような取り組みが必要だと思う。

(委員長)

- ・たしかにそうだと思う。バイパスの景観や屋外広告物を取り上げている部分でもそういうことはあまり入っていない。
- ・少し検討をお願いしたい。

(事務局)

- ・検討したいと思う。

(委員長)

- ・全体を通して、悪い所はあまり強調されていない。
- ・いい所がたくさんあるという市民懇談会の雰囲気を受けて、いい所を引き延ばそうという方向で書いてあると思う。
- ・悪いものも改善する余地があるということも、少し加えてはどうかと思う。
- ・次回以降、第4章、第5章の議論をする時にも、もう一度、第1章から第3章に戻って議論する必要があることもあると思う。
- ・本日は、まだ資料に十分目を通していない方もいるかもしれないので、気がついた点があれば、いつでも事務局に連絡してもらおうという形にしたいと思う。